

住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業実施要綱

令和7年1月9日制定

(目的)

第1条 この要綱は、電力・ガス・食料品等の物価高騰による負担増を踏まえ、低所得世帯の負担を軽減するため実施する住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 防府市住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金（以下「給付金」という。）は、前条の目的を達するために、防府市によって贈与される給付金をいう。

(給付金の支給)

第3条 市長は、支給対象者に対し、この要綱に定めるところにより、給付金を給付する。

(支給対象者)

第4条 令和6年12月13日（以下「基準日」という。）において、防府市の住民基本台帳に記録されている者であって、次に該当する世帯の世帯主とする。

(1) 令和6年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯

同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和6年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者である世帯。

(2) (1)に該当する世帯の内、世帯員である18歳以下のこども（18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童（平成18年4月2日生まれ以降の児童））を扶養している世帯。

2 前項の規定にかかわらず、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯及び租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯は、支給要件を満たさないものとする。

(支給額)

第5条 前条の規定により支給対象者に対して支給する給付金の金額は、次の各号のとおりとする。

(1) 第4条第1項(1)に定める支給対象者に対する給付金は、一世帯あたり3万円とする。

(2) 第4条第1項(2)に定める支給対象者に対する給付金は、こども一人あたり2万円とする。

(受給権者)

第6条 給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。(ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者(これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者))。

2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

(支給の方式)

第7条 市は、支給対象者に対し、次の各号に定める方式により、給付金の支給を行う。

(1) 第4条に定める支給対象者のうち、令和5年度 物価高支援給付金給付事業実施要綱又は令和6年度 物価高支援給付金給付事業実施要綱による物価高支援給付金を口座振込により支給を受けた支給対象者と同一の支給対象者に対し、市は、給付金の支給の申込みを行う。

ア 申込みは、市が発送する個別通知・案内により行う。

イ 支給対象者は、アによる申込みを受けた際、給付金の受給の拒否を届け出ることができる。本届出は、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金受給辞退届出書(別紙様式第1号)により行うものとする。

ウ 市長は、イの届出書を受理したときは、住民非課税世帯に対する

臨時特別給付金受給辞退の届出にかかる受理通知書（別紙様式第2号）を送付するものとする。

エ 市長は、期限までにイによる届出がないときは、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、給付金を支給する。

オ 物価高支援給付金振込時における指定口座に振り込む。

- 2 前項に該当しない支給対象者は、別紙様式第3号の確認書（以下「確認書」という。）の提出、第4号の申請書（以下「申請書」という。）により、次に掲げる住所への郵送、又は同窓口において申請を行う。

住所 郵便番号747-8501 防府市寿町7番1号

防府市福祉総務課臨時特別給付金受付窓口

確認書又は申請書（以下「確認書等」という。）の提出は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号及び第4号に掲げる方式は、確認書の提出者又は申請者（以下「提出者等」という。）が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 郵送申請方式 提出者等が確認書等を郵送により市に提出し、市が提出者等から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 提出者等が確認書等を市の窓口に出し、市が提出者等から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 提出者等が確認書等を郵送により、又は市の窓口に提出し、市が後日指定する日時に当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(4) 現金書留送付方式 提出者等が確認書等を郵送により、又は市の窓口に提出し、市が現金書留等により現金を送付する方式

- 3 提出者等は、確認書等の提出にあたり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、提出者等本人による申請であることを証する。

- 4 確認書等の提出時点（郵送申請方式の場合は消印日）において、死亡等により世帯員が存在しない世帯は、支給対象外とする。

(代理による申請)

第8条 支給対象者に代わり、代理人として前条(第7条)の規定による確認書の提出又は支給の申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

- (1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)
- (3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 代理人が確認書の提出をするときは、確認書の委任欄への記載を、支給の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、原則として委任状を提出する。また、この場合、市長は、委任者である世帯主及び代理人の公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 市長は、代理人が第1項第1号の者にあつては、住民基本台帳により、また、同項第2号及び第3号の者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(申請期限)

第9条 給付金の申請受付開始日は、令和7年2月25日からとする。

2 給付金の確認書等の提出期限は、令和7年7月31日とする。

(支給の決定)

第10条 市長は、第7条の規定により確認書等を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し給付金を支給する。

(給付金の支給等に関する周知等)

第11条 市長は事業の実施にあたり、支給対象者の要件、概要等について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第12条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第9条第2項の提出期限までに第7条の規定による確認書の提出又は申請が行われなかった場合、支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退した

ものとみなす。

2 市長が第10条の規定による確認書等を受理した後、又は、支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第14条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第15条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月20日から施行する。

別記（第6条関係）

1 配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

(1) 以下に掲げる事例であつて、かつ、(2)の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者（以下「申出者」という。）については、基準日時点で申出者が防府市に住民票が所在しない場合にも、当該申出者の給付金については、防府市から支給する。

- ① 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしてしている者（婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であつて、当該親族と生計を別にしてしている入所者を含む。）及びその同伴者であつて、基準日において防府市に住民票を移していない者
- ② 親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えているもの

(2) 申出者の満たすべき一定の要件は、次の①から④までに掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

- ① 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）に基づく保護命令（第10条第1項に基づく接近禁止命令又は第10条の2に基づく退去等命令）が出されていること。
- ② 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。))が発行されていること。

なお、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）や行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体）が発行した確認書も、上記証明書と同様のものとして取扱う。

③ 基準日の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和 42 年自治振第 150 号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

④ ①から③に掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合

※ 婦人保護施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。

2 措置入所等児童の取扱い

基準日において、以下の（１）から（６）までのいずれかに該当する児童（児童（基準日時点で満 18 歳に満たない者をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（基準日時点で原則として満 22 歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。））及び（６）における母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。）については、防府市における申請・受給権者とする。

（１）児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第 6 条の 4 に規定する里親に委託されている児童（保護者（児童福祉法第 6 条に規定する保護者をいう。（２）において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2 月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）

（２）児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により入所措置が採られて同法第 42 条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第 27 条第 2 項の規定により同法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第 27 条第 1 項第 3 号若しくは第 27 条の 2 第 1 項の規定により入所措置が採られて同法第 37 条に規定する乳児院、同法第 41 条

に規定する児童養護施設、同法第 43 条の 2 に規定する児童心理治療施設若しくは同法第 44 条に規定する児童自立支援施設(以下「乳児院等」という。)に入所している児童(当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2 月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2 月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。)

(3) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 18 条第 2 項若しくは知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 373 号)第 16 条第 1 項第 2 号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設をいう。)又はのぞみの園(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成 14 年法律第 167 号)第 11 条第 1 号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。)に入所している児童(2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。)

(4) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 30 条第 1 項ただし書の規定により同法第 38 条第 2 項に規定する救護施設、同条第 3 項に規定する更生施設若しくは同法第 30 条第 1 項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法(昭和 31 年法律第 118 号)第 36 条に規定する婦人保護施設に入所している児童(2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。)

(5) 児童福祉法第 25 条の 7 第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等(2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施につい

て」により、入居している者に限る。)

- (6)児童福祉法第 23 条第 1 項の規定により同法第 38 条に規定する母子生活支援施設（以下「母子生活支援施設」という。）に入所している者（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）

3 入所措置等が執られている障害者・高齢者の取扱い

以下の（1）又は（2）のいずれかに該当する「措置入所等障害者」及び「措置入所等高齢者」（以下「措置入所等障害者・高齢者」という。）であって、基準日において、市に住民基本台帳に記録されている者については、市における申請・受給権者とする。ただし、自治体が入所等の措置を講じ、当該措置等自治体から当市に対して、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合、当該措置入所等障害者・高齢者に支給する。

- (1)「措置入所等障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）

第 18 条第 1 項若しくは第 2 項又は知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 4 若しくは第 16 条第 1 項第 2 号の規定による措置が執られている者（措置が執られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者（成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。）を含む。以下同じ。）（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

- (2)「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 10

条の 4 第 1 項及び第 11 条第 1 項の規定による入所等の措置等が執られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

4 ホームレス等の取扱い

居住が安定していないいわゆるホームレスの方や事実上ネットカフェに寝泊まりしている方であって、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていない者について、基準日の翌日以降、防府市において住民基本台帳に記録されたときは、防府市における申請・受給権者とする。

5 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であって、自己又はその未成年の

子等が無戸籍であると防府市に申し出た者について、法務局等において無戸籍者として把握していることを市長が相当と認めるときは、防府市における申請・受給権者とする。

別紙様式第1号（第7条関係）

住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金受給辞退届出書

防府市長 様

1. 私は、「住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金」の受給について、辞退することをここに届け出ます。
2. 本届出により「住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金」の受給を辞退する者が、支給対象世帯の世帯主本人であることを証明するため、本人確認書類を下欄に貼付し、提出します。

令和 年 月 日

届出者住所 _____

届出者氏名 _____

届出者連絡先 () _____

本人確認書類添付箇所

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、
介護保険証、パスポート等の写し

別紙様式第2号（第7条関係）

令和 年 月 日

届出者氏名

様

防府市長 池 田 豊

住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金受給辞退の届出にか
かる受理通知書

住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業実施要綱第7条の規定に基づき、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金受給辞退届出書を受理しましたので通知します。

住所
世帯主氏名 様

令和〇年〇月〇日

防府市長 池田 豊

住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金支給要件確認書

住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金支給要件確認書について、令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

以下の内容を確認して、令和7年7月31日(木)までに、この確認書を返送してください。

支給方法	口座振込
支給日	確認書を市が受理した日から2週間後
支給口座	〇〇銀行 〇〇支店 普通 ****000（口座名義）
支給額	30,000円

■申請者が属する世帯の子ども加算対象者

	(フリガナ)	生年月日	生計を同一にする児童である		(フリガナ)	生年月日	生計を同一にする児童である
	氏名				氏名		
1			<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる	6			<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる
2			<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる	7			<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる
3			<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる	8			<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる
4			<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる	9			<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる
5			<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる	10			<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる

■(1)～(3)について、世帯主の方がご記入ください。

(1)確認欄（以下の項目を確認し、確認後にチェック欄（）にレを入れてください。）

- ① 世帯の全員が、令和6年度住民税が課されていません。
- ② 世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていません。
- ③ 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ④ 既に他の市町村から3万円の給付金を受給していません。

※①～④の全てにチェックがある場合に限り、支給対象に該当し、給付金が受け取れます。

（いずれか1つでもチェックがない場合、支給対象に該当せず、給付金を受け取れません。）

※租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、支給対象となりません。

※死亡等により、提出時点（郵送の場合は消印日）において、世帯員がいなくなった場合は、支給対象となりません。

※確認内容が誤っている場合は給付金の返還を求める場合があります。

住民税の取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。

また、意図的に虚偽の記載をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

※上記の回答期限までに返信がない場合及び返送した確認書に不備があり市が定める期限までに必要な修正が行われない場合、市は本給付金の支給を辞退したとみなします。

※本給付金を受給しない場合は、右欄に印をご記入ください。 【 私の世帯は給付金を受給しません 】

(2) 上記記入内容に相違ありません。 ※本人確認書類を添付してください。（裏面参照）

世帯主氏名		確認日	令和		年		月		日	日中連絡可能な 電話番号	
-------	--	-----	----	--	---	--	---	--	---	-----------------	--

代理人が確認や受給をする場合は、裏面（4）代理確認・受給に記入してください。

(3) 受取口座を以下の欄に記入してください。 (次の⇒AからCのいずれかに☑し、必要事項を記入してください。)

⇒□A 下記の口座への振込を希望します。

【受取口座記入欄】※下欄に記載の上、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。(下記参照)

金融機関名	支店名	分類	口座番号 ※右詰めでお書きください	口座名義 (フリガナ)
1.銀行 4.信連 7.信漁連 2.金庫 5.農協 3.信組 6.漁協	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関番号	店番号			

※ゆうちょ銀行の場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳の表紙を開いて下側のページに記載)を記入してください。

⇒□B 世帯主(申請者)名義の公金受取口座(マイナンバー連携口座)への振込を希望します。

(通帳等の写しは不要。Aに比べて、振込までの時間を要する場合があります。)

⇒□C 後日、現金受領を希望(確認書を市が受理した日から1か月程度の期間を要します。)

(注)金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りが出来ない方が現金受領の対象となります。受取場所・受取期間は、別途、通知書によりお知らせします。

(4)代理確認・受給を行う場合

代理人	フリガナ	申請者との関係	代理人生年月日	代理人住所	
	代理人氏名			〒	—
			大正・昭和・平成		
			年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()	
上記の者を代理人と認め、 臨時特別給付金の (<input type="checkbox"/> 確認・請求) を委任します。 (<input type="checkbox"/> 確認・請求及び受給) ※いずれかに☑をつけてください。				署名(又は記名押印) 世帯主(委任者)氏名	印

振込先金融機関口座を、裏面(3)に記載された場合の確認書類①②写し貼り付け

① 通帳かキャッシュカードの写し(コピーを明瞭に)

※振込先口座の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人(カナ)がはっきりと分かるもの。

※代理人受給でない場合は、世帯主名義の口座に限ります。

※代理人受給の場合には、代理人本人の口座名義のものを添付してください。

② 世帯主の本人確認書類の写し

(成年後見人等が選任されている場合は、本人確認書類(成年後見人等分)の写しを貼り付け、登記事項証明書の写しを添付してください。)

例) 運転免許証, マイナンバーカード, 健康保険証,
年金手帳, 旅券, 在留カード, 特別永住者証明書等

のりしろ

代理人が確認または、受給をされる場合の本人確認書類③④写し貼り付け

③ 世帯主の本人確認書類の写し

④ 代理人の本人確認書類の写し

例) 運転免許証, マイナンバーカード, 健康保険証,
年金手帳, 旅券, 在留カード, 特別永住者証明書等

※代理人が確認または、受給をされる場合は、
世帯主と代理人両方の本人確認書類を添付してください。

のりしろ

住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金(住民税非課税世帯分)申請書(請求書)
(申請を必要とする世帯の場合)

支給市区町村(※基準日(R6.12.13)時点の市区町村)

防府市長 様

2ページ目の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
	男・女	大正・昭和・平成・令和 年 月 日	日中連絡可能な電話 ()

2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和6年12月13日時点の世帯の全ての構成員について記載

○令和6年1月1日時点の住所が、現住所と異なる方は、令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する住民税非課税証明書を添付して下さい。(該当者全員) ※住民税非課税証明書の添付がない場合は、この給付金を支給することができません。

	(フリガナ) 氏名	申請者との続柄	性別	生年月日	現住所と令和6年1月1日時点の住所が異なる	令和6年度住民税課税状況	生計を同一にする児童	子ども加算申請
	異なる場合には令和6年1月1日時点の住所を記載							
1	(申請者)	本人			<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告		
2				大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる	
3				大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる	
4				大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる	
5				大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる	

 子ども加算のみ申請します。

3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者(世帯主)の口座とします。)※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) (※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行の場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳の表紙を開いて下側のページに記載)を記入してください。

※公金受取口座(マイナンバー連携口座)への振込や現金受領を希望される場合は、下記に☑してください。

(注) 金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りが出来ない方が現金受領の対象となります。現金受領は、申請書を受理した日から1か月程度の期間を要します。受取場所・受取期間は、別途、通知書によりお知らせします。

⇒ 臨時特別給付金(3万円)受取口座への振込を希望(子ども加算のみ申請する場合)⇒ 世帯主(申請者)名義の公金受取口座への振込を希望(通帳等の写しは不要。上記に比べて、振込までの時間を要する場合があります。)⇒ 後日、現金受領を希望(申請書提出から1か月程度の期間を要します。)

裏面に続きます。確認事項及び必要書類の説明、署名欄があります。

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、にチェック(レ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金(住民税非課税世帯分)(以下「給付金(住民税非課税世帯分)」という。)の支給要件(※)に該当します。

※ 給付金(住民税非課税世帯分)の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ① ア 世帯の全員が、令和6年度住民税非課税である。
(注)死亡等により、提出時点(郵送の場合は消印日)において、世帯員がいなくなった場合は、支給対象となりません。
イ 世帯の全員が、令和6年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。
(注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
- ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金(他の市町村での同様の3万円の給付金を含む)の支給を受けた世帯ではありません。
- ④ 給付金(住民税非課税世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑥ この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、給付金(住民税非課税世帯分)の請求書として取り扱います。
- ⑦ 市区町村が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年7月31日までに、市区町村が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(住民税非課税世帯分)が支給されないことに同意します。
- ⑧ 給付金(住民税非課税世帯分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(住民税非課税世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(住民税非課税世帯分)を返還します。

提出書類

- 住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金(住民税非課税世帯分)申請書(請求書)
(申請を必要とする世帯の場合)(本書)
※必要事項をご記入ください。
- 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- (「現住所と令和6年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する方全員分)
令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和6年度住民税非課税証明書』の写し(コピー)

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名
(署名)